

熊本県公報

第 1 1 2 4 7 号
平成 17 年 4 月 8 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る町の区域の決定……………(市町村総室) 2
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- "……………(") 2
- "……………(") 2
- "……………(") 3
- "……………(") 3
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………(精神保健福祉課) 3
- 精神保健福祉法第 33 条の 4 に基づく応急入院指定病院の指定……………(") 3
- 精神保健福祉法第 19 条の 8 に基づく指定病院の指定……………(") 4
- 保育士試験の実施に関する事務を行う指定試験機関の指定の一部改正……………(子ども家庭福祉課) 5
- 家畜伝染病予防法に基づく伝染病の検査の実施……………(畜産衛生課) 6
- 介護老人保健施設の開設許可……………(高齢者支援課) 6
- 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定……………(介護保険課) 6
- "……………(") 6
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 7
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 7
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 7
- 種畜証明書の交付……………(畜産衛生課) 7
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 7
- "……………(") 8
- "……………(") 8
- 漁港の指定内容の変更……………(漁港課) 9
- 崎津漁港の指定内容の変更……………(") 10
- 公有水面埋立しゅん功認可……………(") 12
- "……………(") 13
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 13
- "……………(") 14
- 漁港の指定内容の変更……………(漁港課) 14
- "……………(") 15
- 熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項の廃止……………(水産振興課) 16
- 熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部改正……………(監理課) 16
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(介護保険課) 16

公 告

- 開発行為に関する工事完了……………(建築課) 17
- 地方卸売市場の合併……………(農業団体金融課) 17
- 生産事業者の登録……………(森林整備課) 17
- 熊本県伝統的工芸品の指定要項に基づく第 16 次指定……………(商工政策課) 17
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村計画課) 18
- "……………(") 18
- "……………(") 18
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(") 18
- 団体営土地改良事業計画変更の同意……………(") 18
- 県営土地改良事業計画の決定……………(") 19
- "……………(") 19
- "……………(") 19
- "……………(") 19
- "……………(") 19
- "……………(") 19
- "……………(") 20
- "……………(") 20
- "……………(") 20
- "……………(") 20
- "……………(") 20
- "……………(") 21
- "……………(") 21
- "……………(") 21
- "……………(") 21

- 県営土地改良事業計画の決定…………… (") 21
 - " …………… (") 22
 - " …………… (") 22
 - " …………… (") 22
- 登 載 依 頼**
- 「犯罪被害者等早期援助団体」県公安委員会指定……………(警察本部広報県民課) 22

告 示

熊本県告示第 404 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨八代市長から届出があった。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編 入 す る 町
八代市日奈久栄町 119 の 3、119 の 2、119 の 4、119 の 1、60、71 に隣接する道路に隣接する水路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 15,726.34 平方メートル	八代市日奈久栄町

熊本県告示第 405 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村江代字鍋淵 1113 の 1、1114、1121、1122、1127 の 2、1147 の 2
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 406 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村江代字上古川 2299 の 3、2299 の 4
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 407 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久塩南町字堀ノ迫甲 274、甲 275、甲 277
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 408 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久中西町字西町 375 の 1
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 409 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字正千山 651
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 410 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
グループホームいちようの木 下益城郡城南町大字藤山 1259 番地 2	社会福祉法人 慶信会 下益城郡城南町大字藤山 1276 番地 2 甲斐 孝子	平成 17 年 3 月 30 日	43000200277142	知的障害者 地域生活援助

熊本県告示第 411 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 に基づく応急入院指定病院として、次のとおり指定する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
熊本県立	こころの医療センター	花輪昭太郎	下益城郡富合町平原 391	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	菊陽病院	樺島 啓吉	菊池郡菊陽町原水 5587	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 412 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 19 条の 8 に基づく指定病院として、次のとおり指定する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
医療法人	玉名病院	川原 延夫	玉名市築地 1452-3	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	城ヶ崎病院	三村 孝一	玉名市伊倉北方 265	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	荒尾保養院	王丸 道夫	荒尾市荒尾 1992	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	有働病院	高木 元昭	荒尾市万田 475-1	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	山鹿回生病院	森山 茂	山鹿市古閑 1500-1	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	向陽台病院	横田 周三	鹿本郡植木町鐙田 1025	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	菊池有働病院	有働 信昭	菊池市深川 433	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	菊陽病院	樺島 啓吉	菊池郡菊陽町原水 5587	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	阿蘇やまなみ病院	高森 薫生	阿蘇市一の宮町宮地 115-1	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	希望ヶ丘病院	松本 郁朗	上益城郡御船町豊秋 1540	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	益城病院	犬飼 邦明	上益城郡益城町惣領 1530	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	城南病院	清元 晃	下益城郡城南町舞原無番地	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	松田病院	松田 艶子	宇城市松橋町豊崎1962-1	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	青葉病院	高橋 泰三	下益城郡城南町東阿高 778-20	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	くまもと心療病院	荒木 邦生	宇土市松山町 1901	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	高田病院	荒木 順介	八代市豊原下町 4001	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	坂本病院	藤本 敏雄	八代市大村町 720-1	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	八代更生病院	今村 泰雄	八代市古城町 1705	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

医療法人	八代病院	沼田 陽市	八代市郡築一番町 179	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	水俣病院	浮池 正春	水俣市浜 4051	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	みずほ病院	佐藤 洋美	水俣市袋 705-14	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	光生病院	北島 茂	人吉市下原田町字西門 1125-2	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	吉田病院	吉田 正毅	人吉市下城本町 1501	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	天草病院	宮川 民平	本渡市佐伊津町金浜 5789	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	酒井病院	酒井 義雄	本渡市本町下河内 964	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
財団法人	くまもと青明病院	宮川 洸平	熊本市渡鹿五丁目 1 番 37 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	小柳病院	小柳 浩	熊本市山ノ神二丁目 2 番 8 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	仁木病院	仁木 啓介	熊本市月出四丁目 6 番 100 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	森病院	森 裕徳	熊本市近見一丁目 3 番 36 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	ピネル記念病院	上妻 明彦	熊本市佐土原一丁目 8 番 33 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	明生病院	古賀 靖人	熊本市大窪二丁目 6 番 20 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	龍田病院	續 純一	熊本市黒髪六丁目 12 番 51 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	桜が丘病院	藤野 紘	熊本市池田三丁目 44 番 1 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	弓削病院	相澤 明憲	熊本市龍田町弓削 679-2	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人	自由が丘病院	池田 淳	熊本市龍田陳内一丁目 3 番 10 号	平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 413 号

平成 16 年 4 月 30 日熊本県告示第 466 号（保育士試験の実施に関する事務を行う指定試験機関の指定）の一部を次のように改正し、平成 17 年 3 月 25 日から適用する。
平成 17 年 4 月 8 日

「2 試験事務の範囲

- (1) 試験問題の作成
- (2) 答案の採点
- (3) 合否の判定
- (4) その他試験実施に関する必要な事務」

熊本県知事 潮 谷 義 子

「2 試験事務の範囲

- (1) 試験実施予定日時、場所その
- を (2) 試験に対する受験者等からの
- (3) 受験資格の認定
- (4) 受験申込書の受付、確認、受
- (5) 試験問題の作成、保管及び管
- (6) 試験の実施
- (7) 答案の採点
- (8) 合否の決定
- (9) 合否の通知
- (10) 受験の停止及び合格の無効の
- (11) その他試験実施に関する必要

他必要な事項の広報等

問い合わせ対応等

験票の送付等
理 に改める。

決定
な事務

熊本県告示第414号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ひな白痢検査を次のとおり実施する。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
ひな白痢の発生とまん延を防止し、畜産の振興を図る。
- 2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区域	実 施 期 日
ひな白痢検査	錦町	平成17年10月26日

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範 囲	摘 要
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。

- 4 検査の方法
ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- 5 その他
(1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。
(2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第415号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護老人保健施設】

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設幸 玉名郡岱明町大字鍋1831番地	社会福祉法人 創友会	平成17年4月1日

熊本県告示第416号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
グループホームおおやの 上天草市大矢野町上1520番地の1	有限会社 大矢野会	平成17年4月1日

熊本県告示第417号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームたのうらそう 葦北郡芦北町大字田浦町 822 番地 3	社会福祉法人 栄和福祉会	平成 17 年 4 月 1 日

熊本県告示第 418 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
サツキ 八代市平山新町六拾石 2518 番地 1	有限会社サツキ	平成 17 年 2 月 25 日

熊本県告示第 419 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
サツキ 八代市平山新町六拾石 2518 番地 1	有限会社サツキ	平成 17 年 2 月 25 日

熊本県告示第 420 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
くま川ヘルパーステーション 八代市本町一丁目 10 番 35 号	有限会社くま川	平成 17 年 2 月 24 日

熊本県告示第 421 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 検査実績

検査日	種畜証明書番号	頭数	種類	検査成績	飼養者	検査場所
平成 17 年 3 月 29 日	平 16 熊本県臨 第 15 号	1 頭	肉用牛	1 級	熊本県農業研究 センター	菊池郡合志町栄 3801 番 地

熊本県告示第 422 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字深水い字松ノ平 401、402 の 2、403 の 1、408、410 の 1、411 の 1、412 の 1、字畔 433、435 の 1 から 435 の 4 まで、435 の 6、456、460 の 1
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 423 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字小川内字松ノ谷 2115 から 2120 まで、2122、2123 の 1、2123 の 2、2126、2127、字羽仁田 2803、2806、2807、2809、2813、2814 の 2、2816、2817 の 1、2817 の 2、2821、2822、2828、2829、2831、字三口 2851、2852、2855
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松ノ谷 2115・字三口 2852（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字小川内字四口 1026
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 424 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字葉木字葉木 67 の 3、70 の 26
(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字仁田尾字仁田尾 100 の 30
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字仁田尾字仁田尾 140・142 (以上2筆筆界未定。)
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 4 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字仁田尾字黒原9の4 (次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 425 号

漁港法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 78 号）附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種宮田漁港の指定内容の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡宮田村」を「天草郡倉岳町」に改め、漁港の区域の欄を次のように改める。

区 域	
水 域	陸 域
次のア点を中心とする半径 1000 メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯 32 度 23 分 49 秒 5673 東経 130 度 18 分 37 秒 7150	水域の欄の円弧の延長線、同欄の円弧の西側延長線上の次の 1 点から東側延長線上の次の 31 点までを順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域 1 点 北緯 32 度 23 分 58 秒 4146 東経 130 度 17 分 58 秒 5163 2 点 北緯 32 度 23 分 57 秒 6116 東経 130 度 18 分 02 秒 8089 3 点 北緯 32 度 23 分 52 秒 1271 東経 130 度 18 分 14 秒 7133 4 点 北緯 32 度 23 分 51 秒 5513 東経 130 度 18 分 17 秒 0121 5 点 北緯 32 度 23 分 51 秒 6746 東経 130 度 18 分 20 秒 6179 6 点 北緯 32 度 23 分 50 秒 4094 東経 130 度 18 分 23 秒 9770 7 点 北緯 32 度 23 分 50 秒 0229 東経 130 度 18 分 26 秒 4214 8 点 北緯 32 度 23 分 51 秒 3961 東経 130 度 18 分 26 秒 3785 9 点 北緯 32 度 23 分 51 秒 5397 東経 130 度 18 分 27 秒 4665

10点	北緯 32 度 23 分 50 秒 2728 東経 130 度 18 分 30 秒 6493
11点	北緯 32 度 23 分 47 秒 6917 東経 130 度 18 分 32 秒 4165
12点	北緯 32 度 23 分 45 秒 3358 東経 130 度 18 分 31 秒 6082
13点	北緯 32 度 23 分 45 秒 1140 東経 130 度 18 分 33 秒 3116
14点	北緯 32 度 23 分 49 秒 3573 東経 130 度 18 分 36 秒 9397
15点	北緯 32 度 23 分 51 秒 7176 東経 130 度 18 分 36 秒 6873
16点	北緯 32 度 23 分 52 秒 9870 東経 130 度 18 分 39 秒 9831
17点	北緯 32 度 23 分 54 秒 1045 東経 130 度 18 分 39 秒 3387
18点	北緯 32 度 23 分 55 秒 3218 東経 130 度 18 分 43 秒 1672
19点	北緯 32 度 23 分 55 秒 7736 東経 130 度 18 分 46 秒 0698
20点	北緯 32 度 23 分 54 秒 5586 東経 130 度 18 分 47 秒 1960
21点	北緯 32 度 23 分 55 秒 2289 東経 130 度 18 分 47 秒 3809
22点	北緯 32 度 23 分 55 秒 6005 東経 130 度 18 分 48 秒 1786
23点	北緯 32 度 23 分 55 秒 2271 東経 130 度 18 分 49 秒 5023
24点	北緯 32 度 23 分 53 秒 2254 東経 130 度 18 分 51 秒 0930
25点	北緯 32 度 23 分 51 秒 0420 東経 130 度 18 分 54 秒 3186
26点	北緯 32 度 23 分 52 秒 1940 東経 130 度 18 分 58 秒 2674
27点	北緯 32 度 23 分 50 秒 7310 東経 130 度 19 分 02 秒 2411
28点	北緯 32 度 23 分 52 秒 3529 東経 130 度 19 分 10 秒 0715
29点	北緯 32 度 23 分 53 秒 7263 東経 130 度 19 分 13 秒 0496
30点	北緯 32 度 23 分 53 秒 9450 東経 130 度 19 分 15 秒 7243
31点	北緯 32 度 23 分 53 秒 4528 東経 130 度 19 分 18 秒 0175

熊本県告示第 426 号

漁港法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 78 号）附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種崎津漁港の指定内容の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡富津村字崎津」を「天草郡河浦町」に改め、漁港の区域の欄を次のように改める。

区 域	
水 域	陸 域
次の1点から3点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	次の1点から36点までを順次結んだ線、36点と1点を結んだ線及び水際線により囲まれた地域
1点 北緯 32 度 18 分 14 秒 4655 東経 130 度 01 分 48 秒 6163	1点 北緯 32 度 18 分 14 秒 4655 東経 130 度 01 分 48 秒 6163
2点 北緯 32 度 18 分 11 秒 3626 東経 130 度 01 分 04 秒 2023	2点 北緯 32 度 18 分 11 秒 3626 東経 130 度 01 分 04 秒 2023
3点 北緯 32 度 18 分 31 秒 7587 東経 130 度 00 分 47 秒 7850	3点 北緯 32 度 18 分 31 秒 7587 東経 130 度 00 分 47 秒 7850
	4点 北緯 32 度 18 分 33 秒 2449 東経 130 度 00 分 49 秒 8879
	5点 北緯 32 度 18 分 36 秒 1027 東経 130 度 00 分 49 秒 2075
	6点 北緯 32 度 18 分 39 秒 6980 東経 130 度 00 分 55 秒 2734
	7点 北緯 32 度 18 分 37 秒 9401 東経 130 度 00 分 59 秒 4788
	8点 北緯 32 度 18 分 40 秒 6253 東経 130 度 01 分 02 秒 7077
	9点 北緯 32 度 18 分 40 秒 1386 東経 130 度 01 分 12 秒 4017
	10点 北緯 32 度 18 分 33 秒 3217 東経 130 度 01 分 17 秒 0603
	11点 北緯 32 度 18 分 27 秒 7661 東経 130 度 01 分 15 秒 3662
	12点 北緯 32 度 18 分 24 秒 7152 東経 130 度 01 分 14 秒 6599
	13点 北緯 32 度 18 分 24 秒 8064 東経 130 度 01 分 18 秒 8638
	14点 北緯 32 度 18 分 21 秒 7269 東経 130 度 01 分 24 秒 2509
	15点 北緯 32 度 18 分 23 秒 6024 東経 130 度 01 分 26 秒 1390
	16点 北緯 32 度 18 分 24 秒 4919 東経 130 度 01 分 29 秒 4164
	17点 北緯 32 度 18 分 23 秒 2888 東経 130 度 01 分 33 秒 7799
	18点 北緯 32 度 18 分 24 秒 1004 東経 130 度 01 分 36 秒 6852
	19点 北緯 32 度 18 分 26 秒 0499 東経 130 度 01 分 38 秒 7061
	20点 北緯 32 度 18 分 29 秒 7037 東経 130 度 01 分 40 秒 5003
	21点 北緯 32 度 18 分 31 秒 7381 東経 130 度 01 分 38 秒 1334

22点	北緯 32 度 18 分 33 秒 0741 東経 130 度 01 分 35 秒 0460
23点	北緯 32 度 18 分 35 秒 5928 東経 130 度 01 分 33 秒 3014
24点	北緯 32 度 18 分 39 秒 6855 東経 130 度 01 分 32 秒 1989
25点	北緯 32 度 18 分 45 秒 9180 東経 130 度 01 分 35 秒 4014
26点	北緯 32 度 18 分 52 秒 7519 東経 130 度 01 分 29 秒 4332
27点	北緯 32 度 18 分 54 秒 0231 東経 130 度 01 分 32 秒 5316
28点	北緯 32 度 18 分 56 秒 1015 東経 130 度 01 分 32 秒 1005
29点	北緯 32 度 18 分 59 秒 0792 東経 130 度 01 分 38 秒 2434
30点	北緯 32 度 18 分 54 秒 5605 東経 130 度 01 分 43 秒 1886
31点	北緯 32 度 18 分 44 秒 8081 東経 130 度 01 分 47 秒 0767
32点	北緯 32 度 18 分 42 秒 7276 東経 130 度 01 分 46 秒 6600
33点	北緯 32 度 18 分 40 秒 2913 東経 130 度 01 分 50 秒 4821
34点	北緯 32 度 18 分 27 秒 4603 東経 130 度 01 分 52 秒 9821
35点	北緯 32 度 18 分 25 秒 8767 東経 130 度 01 分 51 秒 5326
36点	北緯 32 度 18 分 18 秒 7941 東経 130 度 01 分 52 秒 8442

熊本県告示第 427 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 しゅん功認可年月日

平成 17 年 3 月 31 日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

天草郡河浦町大字河浦 5253 番地 道路管理者 河浦町

3 埋立区域

(1) 位置

天草郡河浦町大字崎津字月ヶ浦 922 の 3、922 の 2、922 の 1、917 の 2、917 の 1、916 の 1、916 の 2、915 の 2、914、911 の 4、911 の 3、911 の 1、909 の 4、909 の 3 及び 909 の 2 に隣接する道路地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から②の地点までを順次直線で結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ平成 6 年秋分の日満潮位（DL + 2.93 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 天草郡河浦町境の標高 266.22 メートル鼓ヶ浦三等三角点
（北緯 32 度 17 分 36 秒 東経 130 度 02 分 11 秒）から

340 度 35 分 05 秒 2942.5810 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 244 度 59 分 46 秒 1.855 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 310 度 58 分 59 秒 6.299 メートルの地点

④の地点 ③の地点から 317 度 16 分 15 秒 21.309 メートルの地点

⑤の地点	④の地点から	321度28分31秒	5.631メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	327度43分15秒	30.067メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	324度51分38秒	6.305メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	318度48分55秒	4.846メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	312度21分36秒	5.097メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	309度56分44秒	30.820メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	309度56分41秒	20.022メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	350度56分25秒	4.166メートルの地点

(3) 面積

275.72 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

護岸用地

5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに河浦町土木課

熊本県告示第 428 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 しゅん功認可年月日

平成 17 年 3 月 31 日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

牛深市牛深町 2286 番地 103 砂月漁港管理者 牛深市

3 埋立区域

(1) 位置

牛深市牛深町一畝蒔 2959 の 1、2959 の 3 に隣接する無番地地先並びに 2962、字出ノ串 3785、3783 の 11、3783 の 2、3787 の 1、3808 の 3、3809 の 6、3809 の 8、3809 の 5、3809 の 7 及び 3809 の 1 に隣接する無番地地先並びに平成 8 年 2 月 6 日付け熊本県指令漁第 66 号の免許に係る埋立地地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑮の地点までを順次直線で結んだ線及び⑮の地点と①の地点を結ぶ平成 9 年春分の日の満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 砂月漁港 1 号防波堤灯台

（北緯 32 度 10 分 46 秒 東経 130 度 02 分 06 秒）から

3 度 25 分 21 秒 212.68 メートルの地点

②の地点	①の地点から	244度35分09秒	30.0メートルの地点
③の地点	②の地点から	291度27分58秒	37.6メートルの地点
④の地点	③の地点から	202度17分33秒	1.0メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	292度43分11秒	2.2メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	22度03分59秒	1.0メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	293度02分50秒	86.5メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	229度17分17秒	21.8メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	139度19分25秒	1.0メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	228度40分46秒	2.2メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	319度37分52秒	1.0メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	229度17分30秒	57.8メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	141度29分30秒	1.0メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	229度51分31秒	2.2メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	319度09分49秒	1.0メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	231度36分30秒	45.7メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	139度12分12秒	1.9メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	228度38分26秒	2.2メートルの地点

(3) 面積

7,018.84 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに牛深市水産課

熊本県告示第 429 号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2

第 1 項の規定により告示する。
平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今田字上屋敷 1327 の 1・1329 の 1・1329 の 3・1330 (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)、1327 の 2、1329 の 2
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 430 号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今田字上屋敷 1327 の 1・1329 の 1・1330 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 431 号

漁港法の一部を改正する法律 (平成 12 年法律第 78 号) 附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号) 第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種大江漁港の指定内容の一部を次のように改正する。
平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡大江村字横浜」を「天草郡天草町」に改め、漁港の区域の欄を次のように改める。

区 域	
水 域	陸 域
次のア点を中心とする半径 1000 メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯 32 度 18 分 58 秒 1249 東経 129 度 59 分 40 秒 8696	水域の欄の円弧の延長線、同欄の円弧の北側延長線上の次の 1 点から南側延長線上の次の 18 点までを順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域 1 点 北緯 32 度 19 分 22 秒 1655 東経 129 度 59 分 15 秒 1783 2 点 北緯 32 度 19 分 19 秒 6810 東経 129 度 59 分 16 秒 6650 3 点 北緯 32 度 19 分 12 秒 5263 東経 129 度 59 分 17 秒 7054 4 点 北緯 32 度 19 分 08 秒 8468 東経 129 度 59 分 14 秒 9027 5 点 北緯 32 度 19 分 05 秒 1595 東経 129 度 59 分 15 秒 8235 6 点 北緯 32 度 19 分 02 秒 8451 東経 129 度 59 分 20 秒 1085 7 点 北緯 32 度 19 分 15 秒 1265 東経 129 度 59 分 22 秒 2815 8 点 北緯 32 度 19 分 18 秒 3976 東経 129 度 59 分 24 秒 4664 9 点 北緯 32 度 19 分 21 秒 8975 東経 129 度 59 分 23 秒 7406 10 点 北緯 32 度 19 分 27 秒 1001 東経 129 度 59 分 35 秒 5255

11点	北緯 32 度 19 分 22 秒 1880 東経 129 度 59 分 42 秒 8778
12点	北緯 32 度 19 分 21 秒 2961 東経 129 度 59 分 43 秒 5856
13点	北緯 32 度 19 分 16 秒 9422 東経 129 度 59 分 41 秒 2744
14点	北緯 32 度 18 分 52 秒 4069 東経 129 度 59 分 44 秒 2769
15点	北緯 32 度 18 分 42 秒 4978 東経 129 度 59 分 38 秒 5490
16点	北緯 32 度 18 分 37 秒 5270 東経 129 度 59 分 42 秒 1245
17点	北緯 32 度 18 分 29 秒 5025 東経 129 度 59 分 39 秒 9336
18点	北緯 32 度 18 分 25 秒 6678 東経 129 度 59 分 41 秒 6336

熊本県告示第 432 号

漁港法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 78 号）附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種下桶川漁港の指定内容の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

漁港の区域の欄を次のように改める。

区 域	
水 域	陸 域
次の二等三角点を中心とする半径 1400 メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面のうち中心点から 243 度 25 分 17 秒に引いた線（イ線）以北の海面 樋島二等三角点 標高 192.81m 北緯 32 度 22 分 28 秒 7592 東経 130 度 25 分 21 秒 0403	水域の欄の円弧の北側延長線、同欄のイ線、次の 1 点から 14 点までを順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域並びに竹ノ島全島 1 点 北緯 32 度 22 分 59 秒 7863 東経 130 度 24 分 41 秒 8994 2 点 北緯 32 度 22 分 57 秒 4874 東経 130 度 24 分 44 秒 7788 3 点 北緯 32 度 22 分 55 秒 8702 東経 130 度 24 分 48 秒 4723 4 点 北緯 32 度 22 分 54 秒 4670 東経 130 度 24 分 56 秒 6082 5 点 北緯 32 度 22 分 52 秒 6571 東経 130 度 25 分 04 秒 8707 6 点 北緯 32 度 22 分 50 秒 4854 東経 130 度 25 分 09 秒 8286 7 点 北緯 32 度 22 分 47 秒 8162 東経 130 度 25 分 13 秒 1725 8 点 北緯 32 度 22 分 45 秒 1344 東経 130 度 25 分 16 秒 1402 9 点 北緯 32 度 22 分 42 秒 0138 東経 130 度 25 分 17 秒 5155 10 点 北緯 32 度 22 分 40 秒 2863 東経 130 度 25 分 16 秒 6635 11 点 北緯 32 度 22 分 35 秒 3908

	東経 130 度 25 分 12 秒 4412
12 点	北緯 32 度 22 分 28 秒 6469 東経 130 度 25 分 04 秒 9320
13 点	北緯 32 度 22 分 23 秒 5322 東経 130 度 25 分 02 秒 8918
14 点	北緯 32 度 22 分 20 秒 7381 東経 130 度 25 分 02 秒 4279

熊本県告示第 433 号

昭和 61 年 9 月 25 日熊本県告示第 698 号（熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項）は、廃止する。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 434 号

熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部を改正する要領
熊本県工事請負建設業者等選定要領（平成 16 年熊本県告示第 332 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表 1 を次のように改める。

工事種類規模別等級表

工事の種類	等級	工事の請負対象金額	
土木一式工事	A	4,000 万円以上	
	B	2,000 万円以上	4,000 万円未満
	C	700 万円以上	2,000 万円未満
	D	200 万円以上	700 万円未満
	E	200 万円未満	
建築一式工事	A1	1 億 5,000 万円以上	
	A2	6,000 万円以上	1 億 5,000 万円未満
	B	2,500 万円以上	6,000 万円未満
	C	1,000 万円以上	2,500 万円未満
	D	500 万円以上	1,000 万円未満
ほ装、電気及び管 工事	E	500 万円未満	
	A	1,500 万円以上	
	B	800 万円以上	1,500 万円未満
C	800 万円未満		

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 435 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
くま川 八代市本町一丁目 10 番 35 号	有限会社くま川	平成 17 年 2 月 24 日

公 告

熊本県公告第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字犬渕字園田407番1及び同407番4の一部
280.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字犬渕407番地1
野村 和行

熊本県公告第268号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第18条第2項の規定により次のとおり地方卸売市場の合併を認可したので公告する。
平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 合併した法人の名称及び所在地
(1) 牛深市漁業協同組合
牛深市牛深町1550番地50
(2) あまくさ漁業協同組合
本渡市港町1番36号
- 2 合併後存続する法人の名称及び所在地
天草漁業協同組合
本渡市港町1番36号
- 3 認可年月日
平成17年3月31日

熊本県公告第269号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり生産事業者として登録した。
平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	生産事業者の住所及び氏名 又は名称	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂		苗木		
		採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木育成	
667	菊池市原1763番地 中村 和幸	○		○		菊池市原1763番地
668	菊池市原2488番地 武藤 規尋	○		○		菊池市原2488番地

熊本県公告第270号

熊本県伝統的工芸品の指定要項第3条の規定により熊本県伝統的工芸品を平成17年3月30日付けで次のとおり指定した。
平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定番号	大区分	工芸品名	組合名又は氏名	指定条件	住 所
174	金工品	鋸	岡正文	なし	人吉市上青井町127
175	木工品	人吉挽物	林田正晴	なし	人吉市西間下町250-1
176	金工品	人吉球磨刃物	蓑毛稔	なし	人吉市紺屋町70
177	金工品	人吉球磨刃物	上田吉房	なし	球磨郡錦町大字一武2578番地の13
178	金工品	人吉球磨刃物	上米良秀人	なし	球磨郡湯前町1583番地

熊本県公告第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営新牟田地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営新牟田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
千丁町役場及び八代市役所

熊本県公告第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営布田地区土地改良事業（区画整理、農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営布田地区土地改良事業（区画整理、農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
西原村役場

熊本県公告第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営花房中部地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営花房中部地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営阿蘇西麓地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営阿蘇西麓地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
西原村役場及び益城町役場

熊本県公告第275号

平成17年2月1日付けで甲佐町長宮本格から協議のあった田口地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5

項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年3月31日付けで同意した。
平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（萩之塚工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（萩之塚工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（上吉田工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（上吉田工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（五郎丸工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（五郎丸工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（一ノ瀬工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（一ノ瀬工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間

- 平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所
-

熊本県公告第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（湧尾工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（湧尾工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
 - 3 縦覧場所
山鹿市役所
-

熊本県公告第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（白坂工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（白坂工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
 - 3 縦覧場所
山鹿市役所
-

熊本県公告第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（上吉田工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（上吉田工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
 - 3 縦覧場所
山鹿市役所
-

熊本県公告第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（堂の原工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（堂の原工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
 - 3 縦覧場所
山鹿市役所
-

熊本県公告第 284 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（原工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（原工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 17 年 4 月 11 日から平成 17 年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第 285 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（枝浦工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（枝浦工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 17 年 4 月 11 日から平成 17 年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第 286 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（田淵工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（田淵工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 17 年 4 月 11 日から平成 17 年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第 287 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（五郎丸工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（五郎丸工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 17 年 4 月 11 日から平成 17 年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第 288 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（年の原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（年の原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（今村工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（今村工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（桑原工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部二期地区（桑原工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（寺島工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部地区（寺島工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月11日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

登載依頼

熊本県公安委員会告示第16号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定により犯罪被害者等早期援助団体を次のように指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定により告示する。

平成17年4月8日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
社団法人熊本犯罪被害者支援センター
熊本市水前寺六丁目9番5号
稲垣 精一
- 2 援助事業を行う事務所の名称及び所在地
社団法人熊本犯罪被害者支援センター
熊本市水前寺六丁目9番5号
- 3 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第2条第2項に規定する犯罪被害等
- 4 指定年月日
平成17年4月1日

